

高齢者等の冬の生活支援

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

冬期間の家庭用暖房費の一部を助成します。

- 対象
 - ①高齢者世帯等
 - 65歳以上の高齢者（平成31年3月31日までに65歳以上となる方）世帯または65歳以上の高齢者と満18歳未満の方のみで構成する世帯で、平成29年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が次に掲げる額以下の世帯
 - ア. 単身世帯…120万円以下
 - イ. 2人以上の世帯…160万円以下
 - ②ひとり親世帯
 - 義務教育終了前児童生徒がいる世帯で、平成29年分の合計所得金額が240万円以下の世帯
 - ③障がい者がいる世帯
 - 世帯に障害者年金を受給者がおり、平成29年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が240万円以下の世帯
 - 〈支給対象外となる世帯〉
 - ・生活保護世帯
 - ・施設入所世帯
 - ・税法上の扶養控除を受けている世帯
 - ・医療保険の被用者保険の被扶養者となっている世帯
 - ・同一家屋に居住し世帯分離をしている世帯
- 助成額
 - 1世帯 2万1,000円(口座振込)
- 必要書類
 - ・厚真町高齢者等の冬の生活支援金支給申請書
 - ・印鑑
- 受付期間
 - 平成31年1月7日(月)～3月29日(金)
- 受け付け
 - 町民福祉課福祉グループ(総合ケアセンターゆくり内) 上厚真支所
 - ※体が不自由で交通手段が確保できないなど申請が困難な場合は、担当地区の民生委員に申請用紙を提出するか、上記に郵送してください。

雪捨て場について

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

雪捨て場をご利用ください。

- 雪捨て場について
 - 雪捨て場は右図のとおり、厚真川右岸の厚真浄化センター手前(河川敷)に確保していますのでご利用ください。なお、搬入の際はゴミや土砂などを混入しないようご協力をお願いします。
- 除雪作業のときには
 - これから除雪の時期になります。町道や道道、歩道に車などの障害物を置かないようお願いします。



ご注意ください！

災害に便乗した悪質商法

これまで全国的にみて、地震や大規模災害が発生した後、点検商法や便乗商法など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルが発生することが多くありました。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質商法には十分に注意してください。

過去の災害時にみられた事例

「当社と被災家屋の修理契約すれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を締結する。

「家屋の修理費用は火災保険の保険金で全額支払える」などと言って修理契約を締結し、高額な手数料を請求する。解約しようとする高額な解約料を請求する。

公的機関を思わせる名称を用いて消費者宅を訪問したりハガキを送り義援金名目のお金を求める。



被害に遭わないために

事業者からその場で契約を提案されても、もう一度よく考えることが大切です。本当にそれが必要かどうか分からなければ、家族や周りの人などに相談してください。



契約しても、クーリング・オフや**契約の取り消しができる場合があります。**少しでも疑問や不安を感じた場合や、消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、**一人で悩まずに消費者ホットライン(局番なしの188)をご利用ください。**

相談・問い合わせ

消費者ホットライン ☎ **188** (局番なし)